

専門科目の学習

法学部の学生の皆さんは、法律学科、政治経済学科、新聞学科、経営法学科、公共政策学科の5学科に所属しています。そしてそれぞれの学科ごとに専門的な知識を身につけるために、専門科目の学習を行っていきます。法学部では、1年次から総合科目や外国語科目などと並んで、専門科目が展開されており、学年が進むごとに専門科目が占めるウェイトが高まっていくカリキュラムになっています。

専門科目は、学科ごとに、特徴ある科目が開講されていますが、V群の専門基幹科目、VI群の専門展開科目、VII群の専門演習関連科目に大別されます。

[専門基幹科目]

専門基幹科目とは、各学科における学習のうち、基幹となるべき重要な科目を意味します。学科やコースごとに設置状況は異なっていますが、そのほとんどが「必修」または「選択必修」となっています。まさに専門基幹科目は、各学科の学習の基礎をなすと同時に、その中核的な科目だといえることができます。

なお、専門基幹科目は、それぞれの学科固有の科目が多いですが、他学科の学生が履修し、卒業単位に含むことができる科目もあります。

[専門展開科目]

専門基幹科目を学んだ上で、各学科におけるそれぞれの専門的な知識に対するニーズに応えるために、学科ごとに広く開講されている科目が専門展開科目です。その多くは「選択」科目となっており、学生の皆さんの関心に応じて、自由に組み合わせ履修することができます。

専門展開科目は、学科ごとに設置されていますが、他学科の科目が当該学科の専門展開科目として位置づけられている場合もあり、本学のカリキュラムの特徴である「相互乗り入れ」の良さが発揮されているのもこの科目群です。この専門展開科目を履修することを通じて、学生の皆さんの知識が、深く、広く、まさに展開することが期待されます。

[専門演習関連科目]

専門展開科目に類似した科目ですが、専門演習関連科目は、「演習」という言葉が示す通り、少人数で、専門的な理解をより深めることを目的に設置されている科目です。科目の内容的には、専門性が極めて高いことが特徴ですが、科目によっては、授業の内容を固定せず、毎年、授業内容が変わるものもあります。

また、この科目には、「ゼミナール」も含まれています。ゼミナールは原則として、どの学科の系統のものも応募することができます。それぞれゼミナールを受験し、合格すれば、学科の系統が異なるゼミナールで学ぶことが許されています。

以下では、学科ごとの学習について説明していきます。

法律学科専門科目の学習

1. 法律学科の卒業に必要な最低単位数

【法職課程】

卒業に必要な最低単位数	124単位
I群 共通科目	6単位
II群 総合科目	20単位
III群 必修外国語	8単位
	選択必修外国語
IV群 体育実技科目	2単位
V群 専門基幹科目	62単位
VI群 専門展開科目	8単位
VII群 専門演習関連科目	12単位
I群からVII群までの中から選択する科目	一単位

【総合法コース】

卒業に必要な最低単位数	124単位
I群 共通科目	6単位
II群 総合科目	20単位
III群 必修外国語	8単位
	選択必修外国語
IV群 体育実技科目	2単位
V群 専門基幹科目	38単位
VI群 専門展開科目	40単位
VII群 専門演習関連科目	4単位
I群からVII群までの中から選択する科目	一単位

2. 法律学科の目的

法律学科は、これまで多くの法曹・準法曹を輩出してきたのみならず、リーガルマインドを有する良質な人材を社会に送り出してきた「司法の日大」の伝統を受け継ぐ法学部の中心学科です。一定のルールに従い紛争を解決する能力は、法律家に限らず、社会生活を営む上で不可欠な能力であり、社会に網の目のように張り巡らされている法は、社会のルールの代表的なものです。法を用いて紛争や問題を解決する能力を「リーガルマインド」と呼ぶとすれば、法律学科の目的はリーガルマインドの涵養にあるといつてよいでしょう。

法科大学院（ロースクール）の発足・裁判員制度の創設など、司法制度は大きな変革を受けました。学生のニーズが多様化しているだけでなく、司法制度が大きく変化中、法律学科としては、これらに臨機応変に対応し、法曹等法律専門家養成に力を入れるだけでなく、リーガルマインドを有する良質な人材を社会に送り出していかなければなりません。

このような状況に対応するため、法律学科では、法職課程を設置し、法律専門家養成に対応するとともに、総合法コースにおいて法的資質を有する社会人の育成に力を入れることにしています。

3. 法律学科の特色

① 法職課程（第一部のみ設置）

法律学科の学生は、入学試験の時の希望に従って、法職課程・総合法コースのいずれかに所属することになっています。

法職課程は、もともと司法試験・司法書士試験などの難易度の高い資格試験にチャレンジして、法曹（裁判官、検察官、弁護士）・準法曹（司法書士など）といった法律専門職を目指そうとする学生、さらには、各種の国家試験（国家・地方公務員試験や他の資格試験）への挑戦を志す学生を対象として設置されたものです。現在、法曹資格を取得するためには、原則として、学部から法科大学院を経由して司法試験を受験することになっているので、法科大学院（法学既習者コース）進学を目指す学生が対象に据えられています。もっとも、例外的に法科大学院を経由しないで司法試験の受験資格を与える「予備試験」制度も設けられています。そこで、法職課程では予備試験受験を目指す学生皆さんもその対象としています。

法職課程の特徴は、端的にいうと、法律基本科目（憲法、行政法、民法、商法（会社法）、刑法、民事訴訟法、刑事訴訟法）について、集中的に法解釈学の技法をみっちり学ぶところにあります。これらの科目は、各種試験の合格に必要なだけでなく、法曹・準法曹として実務に携わる上で「コア」となる知識だからです。

そのため法職課程では、①1年次の「自主創造の基礎Ⅰ・Ⅱ」において、法律職の養成に特化した授業が行われるほか、②法律基本科目を必修科目・選択必修科目とした上で、そのうちの大部分の科目について、法職課程の学生専用の講座が開講され、③各種特殊講義において、判例・設問など具体的事例を素材に解釈学のドリルを行うといった、かなりかっちりしたカリキュラムを用意しています。

したがって、法職課程に在籍する学生皆さんには、1年次から目標とする試験を具体的に定め、在学中の合格あるいは、法科大学院入試へ向けて日々研鑽を積むだけの強い決意と意志が求められます。これは、学生皆さんにとってはかなり厳しい要求ですが、これを乗り切ってこそ、法律のプロとしての道が開けると確信しています。これまで法曹等の道に進んだ大部分の先輩が法職課程で学んだ方であることを忘れてはなりません。

② 総合法コース（第一部・第二部併置）

総合法コースは、法律一般を広く履修し、社会の様々な職域に対応できる柔軟性に富んだ職業人を養成することを目標としています。自分の計画や目標に応じて独自のカリキュラムを設定し、各種資格取得を含め、法学部に進学した目標を達成することが可能で、比較的、自由度の高いコースになっています。総合法コースでは、履修に関する学生の自由度は高いですが、履修に際し、迷わないように、進路に応じたきめ細やかなモデルカリキュラムを用意しています。また、基礎法をも含めた法の全分野を広く学ぶことができるように配慮されています。

大学時代はとかく「悩み多き時代」でもあります。このような中で自分の目標を見つけようとする「遅咲きの学生」は、総合法コースの多様なカリキュラムを利用し、さまざまな可能性を試すことができるでしょう。

4. 法律学科の学習

法律学科においては、法職課程、綜合法コースのいずれを選択するかによって、卒業に必要な専門科目の単位数中の内訳が変わってくるので、履修にあたっては、よく注意する必要があります。法律学科卒業に必要な専門科目単位数、必修単位数、選択必修単位数、選択単位数は、下図のとおりです。法律学科においては、法職課程・綜合法コースのいずれかによって、卒業に必要な専門科目単位数が変わってくるので、履修にあたっては、よく注意する必要があります。

	卒業に必要な 専門科目単位数	必修単位数	選択必修単位数	選択単位数
法 職 課 程	82単位	66単位	—	16単位
綜 合 法 コ ー ス	82単位	30単位	20単位	32単位

以下、法律学科専門科目の学習のポイントにつき述べていきます。

1. 法職課程

法職課程においては、専門的な科目82単位中、必修科目（66単位）として、法学Ⅰ、憲法Ⅰ（人権）、憲法Ⅱ（統治機構）、行政法Ⅰ、民法Ⅰ（民法総則）、民法Ⅱ（物権法）、民法Ⅲ（担保物権法）、民法Ⅳ（債権法総論）、民法Ⅴ（債権法各論）、刑法Ⅰ、刑法Ⅱ、商法Ⅰ（会社法）、商法Ⅲ（支払システム法）、民事訴訟法、刑事訴訟法Ⅰを履修しなければなりません。ほかに法律基幹科目の基本知識の履修で得られた知識を、より確かにするために、公法特殊講義Ⅰ（憲法）A、民事法特殊講義Ⅰ（要件事実）A、民事法特殊講義Ⅲ（会社法）A、刑事法特殊講義ⅠAを履修しなければなりません。そして残りの16単位が選択科目となっています。

このように法職課程においては、綜合法コースよりも専門科目の必修単位数が多く、しかも、その科目の大部分が六法+行政法といった法律基本科目とされているのが特徴となっています。これは、法職課程が法律専門職や各種の国家試験（国家・地方公務員試験や他の資格試験）への挑戦を志す皆さんを対象としているためです。逆にいえば、法職課程で用意されている科目をしっかりと学んでおけば、法律専門職や各種の国家試験に合格できるようにカリキュラムが組まれています。

2. 綜合法コース

綜合法コースにおいては、専門科目82単位中、まず必修科目（30単位）として、法学Ⅰ、憲法Ⅰ（人権）、行政法Ⅰ、民法Ⅰ（民法総則）、刑法Ⅰ、商法Ⅰ（会社法）、民事訴訟法、刑事訴訟法Ⅰを履修しなければなりません。綜合法コースは、履修に関する自由度がもっとも高いコースですが、これらの科目は、他の科目の前提となる基本的な科目であり、しっかりと理解しておかないと今後、ほかの法律専門科目を学習する上で重大な支障を生ずるため、あえて必修科目とされています。後の学年に積み残さず、配当されている年次に単位取得できるように心がけるようにして下さい。

次に、選択必修科目（20単位）として、専門基幹科目（Ⅴ群）から8単位以上を、専門展開科目（Ⅵ群）のⅠ類（基礎法）、Ⅱ類（外国法）、Ⅲ類（法律基本科目以外の主な法律科目）から各4単位（計12単位）以上を選ぶ必要があります。これは法律一般を広く履修するという観点から、法律の各分野についてまんべんなく学ぶことが要求されているのです。

さらに、選択科目として、32単位分について、自由に選び、履修できるようになっています。総合法コースにおいては、選択科目の単位数が多く、どのような科目を選ぶかは、学生皆さんの自由な判断に委ねられています。学部としては、学生皆さんの進路に応じた履修ができるように、目的とする資格ごとにきめ細やかなモデルカリキュラムを用意しています。履修に当たっては、これらを参考にしてください。

なお、以下の点に留意してください。

刑事訴訟法Ⅱについては、選択必修科目となっていますが、以下の理由から刑事訴訟法Ⅰとともに履修することを強く奨めます。①Ⅰは、犯罪発覚を踏まえ、犯人を逮捕したり証拠を収集するにあたり、いかにデュー・プロセスに基づいた「捜査」がなされるかが課題となっています。Ⅱは、「公訴の提起（起訴）」と「公判」が中心であり、起訴された被告人について証拠に基づいて有罪・無罪を判断する手続です。②捜査は公判を目指してなされ、公判は捜査に基づいて構成された検察官の犯罪事実についての主張の真否を判断する手続になっています。このように両者は密接に関連するので、両方を学習して初めて刑事訴訟法全体の理解につながると言えます。③とりわけ、法科大学院に進む者には両方を履修することが実際上も必要となります。

5. 法職課程と総合法コースとの間の移動

法職課程での学習を希望する、勉強意欲ある学生の皆さんは、全員法職課程に受け入れたいところですが、この課程専用の講座を設けているため、残念ながら、人数制限を設けざるを得ません。そのため、入学試験の時に選抜が行われています。

しかし、入学試験時点で法職課程に入れなかった皆さんでも、1年次の成績や面接によって、2年進級時に法職課程へ移籍する道を設けています。成績次第では、法職課程から総合法コースへ移ることもありますし、進路変更のため、自らの意志で総合法コースへ移ることも可能となっています。

V・VI・VII群 法律学科専門科目履修表 (◎印=必修科目 ○印=選択必修科目 ●印=選択科目)

【法職課程】

区分	群 類	授 業 科 目	単位数	履 修 開 始 学 期								履 修 方 法	
				1年 前期	1年 後期	2年 前期	2年 後期	3年 前期	3年 後期	4年 前期	4年 後期		
V群 (専門基幹科目)	—	法学Ⅰ	2	◎									V群より、必修58単位、○印の科目より4単位、計62単位以上修得しなければならない。
		憲法Ⅰ(人権)	4	◎									
		憲法Ⅱ(統治機構)	4		◎								
		行政法Ⅰ	4				◎						
		行政法Ⅱ	4					○					
		民法Ⅰ(民法総則)	4	◎									
		民法Ⅱ(物権法)	4		◎								
		民法Ⅲ(担保物権法)	4				◎						
		民法Ⅳ(債権法総論)	4			◎							
		民法Ⅴ(債権法各論)	4			◎							
		民法Ⅵ(親族法)	2		○								
		民法Ⅶ(相続法)	2				○						
		商法Ⅰ(会社法)	4			◎							
		商法Ⅱ(商取引法)	2				○						
		商法Ⅲ(支払システム法)	4					◎					
		商法Ⅳ(保険法)	4				○						
		商法Ⅴ(運送法)	2				○						
		民事訴訟法	4				◎						
		民事執行・保全法	4					○					
		刑法Ⅰ	4		◎								
刑法Ⅱ	4			◎									
刑事訴訟法Ⅰ	4				◎								
刑事訴訟法Ⅱ	4					○							
VI群 (専門展開科目)	I類	法哲学Ⅰ	2					●				I類～V類より、8単位以上修得しなければならない。	
		法哲学Ⅱ	2						●				
		ローマ法Ⅰ	2					●					
		ローマ法Ⅱ	2						●				
		日本法制史Ⅰ	2					●					
		日本法制史Ⅱ	2						●				
		東洋法制史Ⅰ	2							●			
		東洋法制史Ⅱ	2								●		
		西洋法制史Ⅰ	2					●					
		西洋法制史Ⅱ	2						●				
	法思想史Ⅰ	2					●						
	法思想史Ⅱ	2						●					
	II類	外国法A(英米)Ⅰ	2					●					
		外国法A(英米)Ⅱ	2						●				
		外国法A(独)Ⅰ	2					●					
		外国法A(独)Ⅱ	2						●				
		外国法A(仏)Ⅰ	2					●					
		外国法A(仏)Ⅱ	2						●				
		外国法A(EU)Ⅰ	2					●					
		外国法A(EU)Ⅱ	2						●				
外国法A(アジア)Ⅰ		2					●						
外国法A(アジア)Ⅱ		2						●					
外国法B(英米)Ⅰ	2					●							
外国法B(英米)Ⅱ	2						●						
外国法B(独)Ⅰ	2					●							
外国法B(独)Ⅱ	2						●						
外国法B(仏)Ⅰ	2					●							
外国法B(仏)Ⅱ	2						●						
外国法B(EU)Ⅰ	2					●							
外国法B(EU)Ⅱ	2						●						
外国法B(アジア)Ⅰ	2					●							
外国法B(アジア)Ⅱ	2						●						

区分	群 類	授 業 科 目	単位数	履修開始学期								履 修 方 法		
				1年 前期	1年 後期	2年 前期	2年 後期	3年 前期	3年 後期	4年 前期	4年 後期			
III 類	税法Ⅰ（基礎理論Ⅰ）	2			●									
	税法Ⅰ（基礎理論Ⅱ）	2				●								
	税法ⅡA（所得税法）	2					●							
	税法ⅡB（法人税法）	2						●						
	税法ⅢA（資産税法）	2						●						
	税法ⅢB（消費・諸税法）	2					●							
	国際関係法〔公法系〕AⅠ	2			●									
	国際関係法〔公法系〕AⅡ	2				●								
	国際関係法〔公法系〕BⅠ	2					●							
	国際関係法〔公法系〕BⅡ	2						●						
	国際関係法〔私法系〕AⅠ	2			●									
	国際関係法〔私法系〕AⅡ	2				●								
	国際関係法〔私法系〕BⅠ	2					●							
	国際関係法〔私法系〕BⅡ	2						●						
	倒産法Ⅰ	2					●							
	倒産法Ⅱ	2						●						
	労働法Ⅰ	2			●									
	労働法Ⅱ	2				●								
	経済法Ⅰ	2			●									
	経済法Ⅱ	2				●								
	知的財産法A（特許・実用新案）Ⅰ	2			●									
	知的財産法A（特許・実用新案）Ⅱ	2				●								
	知的財産法B（意匠）	2			●									
	知的財産法C（商標・不正競争）	2				●								
	知的財産法D（著作権）Ⅰ	2			●									
	知的財産法D（著作権）Ⅱ	2				●								
	知的財産法E（関連条約）Ⅰ	2			●									
	知的財産法E（関連条約）Ⅱ	2				●								
	VI 群（専門展開科目）	地方自治法Ⅰ	2					●						
		地方自治法Ⅱ	2						●					
		比較憲法Ⅰ	2					●						
		比較憲法Ⅱ	2						●					
		経済刑法Ⅰ	2					●						
経済刑法Ⅱ		2						●						
少年法Ⅰ		2					●							
少年法Ⅱ		2						●						
刑事政策Ⅰ		2					●							
刑事政策Ⅱ		2						●						
経済行政法Ⅰ		2			●									
経済行政法Ⅱ		2				●								
社会保障法Ⅰ		2					●							
社会保障法Ⅱ		2						●						
金融商品取引法Ⅰ		2					●							
金融商品取引法Ⅱ		2						●						
金融法Ⅰ		2					●							
金融法Ⅱ		2						●						
メディア法Ⅰ		2			●									
メディア法Ⅱ		2				●								
情報法Ⅰ		2			●									
情報法Ⅱ		2				●								
IV 類		法律外国語AⅠ	1	●										
		法律外国語AⅡ	1		●									
		法律外国語BⅠ	1			●								
		法律外国語BⅡ	1				●							
		法律外国語CⅠ	1					●						
	法律外国語CⅡ	1						●						

区分	群	類	授 業 科 目	単位数	履 修 開 始 学 期								履 修 方 法			
					1 年 前 期	1 年 後 期	2 年 前 期	2 年 後 期	3 年 前 期	3 年 後 期	4 年 前 期	4 年 後 期				
VI 群 (専門展開科目)	V 類		法医学 I	2	●											
			法医学 II	2		●										
			会计学 I	2			●									
			会计学 II	2				●								
			簿記原理 I	2	●											
			簿記原理 II	2		●										
VII 群 (専門演習関連科目)	—		法学特殊講義 (ジェンダーと法) I	2			●								VII 群より, 必修8単位, ●印の科目より4単位, 計12単位以上, 修得しなければならない。	
			法学特殊講義 (ジェンダーと法) II	2				●								
			法学特殊講義 (現代不法行為と法) I	2			●									
			法学特殊講義 (現代不法行為と法) II	2				●								
			法学演習 A I	2	●											
			法学演習 A II	2		●										
			法学演習 B I	2	●											
			法学演習 B II	2		●										
			法学演習 C I	2	●											
			法学演習 C II	2		●										
			法学演習 D I	2			●									
			法学演習 D II	2				●								
			法学演習 E I	2			●									
			法学演習 E II	2				●								
			公法特殊講義 I (憲法) A	2						◎						
			公法特殊講義 I (憲法) B	2							●					
			公法特殊講義 II (行政法) A	2						●						
			公法特殊講義 II (行政法) B	2							●					
			民事法特殊講義 I (要件事実) A	2						◎						
			民事法特殊講義 I (要件事実) B	2							●					
			民事法特殊講義 II (判例演習) A	2								●				
			民事法特殊講義 II (判例演習) B	2									●			
			民事法特殊講義 III (会社法) A	2						◎						
			民事法特殊講義 III (会社法) B	2							●					
			民事法特殊講義 IV (商法) A	2								●				
			民事法特殊講義 IV (商法) B	2									●			
			民事法特殊講義 V (不動産登記法)	2			●									
			民事法特殊講義 VI (商業登記法)	2				●								
			民事法特殊講義 VII (民事手続法) A	2					●							
			民事法特殊講義 VII (民事手続法) B	2						●						
			刑事法特殊講義 I A	2						◎						
			刑事法特殊講義 I B	2							●					
			刑事法特殊講義 II A	2						●						
			刑事法特殊講義 II B	2							●					
	刑事法特殊講義 III A	2						●								
	刑事法特殊講義 III B	2							●							
	刑事法特殊講義 IV A	2						●								
	刑事法特殊講義 IV B	2							●							
	ゼミナール	8						●						※ ゼミナールは, 2年間継続して履修し, 論文を提出しなければならない。		

V・VI・VII群 法律学科専門科目履修表 (◎印=必修科目 ○印=選択必修科目 ●印=選択科目)

【総合法コース】

区分	群 類	授 業 科 目	単位数	履 修 開 始 学 期								履 修 方 法	
				1年 前期	1年 後期	2年 前期	2年 後期	3年 前期	3年 後期	4年 前期	4年 後期		
V群 (専門 基幹科目)	—	法学 I	2	◎									V群より、必修30単位、○印の科目より8単位、計38単位以上修得しなければならない。
		憲法 I (人権)	4		◎								
		憲法 II (統治機構)	4			○							
		行政法 I	4				◎						
		行政法 II	4					○					
		民法 I (民法総則)	4		◎								
		民法 II (物権法)	4			○							
		民法 III (担保物権法)	4					○					
		民法 IV (債権法総論)	4				○						
		民法 V (債権法各論)	4				○						
		民法 VI (親族法)	2			○							
		民法 VII (相続法)	2					○					
		商法 I (会社法)	4			◎							
		商法 II (商取引法)	2					○					
		商法 III (支払システム法)	4					○					
		商法 IV (保険法)	4					○					
		商法 V (運送法)	2					○					
		民事訴訟法	4				◎						
		民事執行・保全法	4					○					
		刑法 I	4		◎								
刑法 II	4			○									
刑事訴訟法 I	4				◎								
刑事訴訟法 II	4					○							
I類	—	法哲学 I	2					○				I類より、4単位以上修得しなければならない。	
		法哲学 II	2						○				
		ローマ法 I	2					○					
		ローマ法 II	2						○				
		日本法制史 I	2			○							
		日本法制史 II	2				○						
		東洋法制史 I	2							○			
		東洋法制史 II	2								○		
		西洋法制史 I	2			○							
		西洋法制史 II	2				○						
		法思想史 I	2					○					
		法思想史 II	2						○				
VI群 (専門 展開科目)	I類	外国法 A (英米) I	2			○						II類より、4単位以上修得しなければならない。	
		外国法 A (英米) II	2				○						
		外国法 A (独) I	2			○							
		外国法 A (独) II	2				○						
		外国法 A (仏) I	2			○							
		外国法 A (仏) II	2				○						
		外国法 A (EU) I	2			○							
		外国法 A (EU) II	2				○						
		外国法 A (アジア) I	2			○							
		外国法 A (アジア) II	2				○						
	II類	外国法 B (英米) I	2			○							
		外国法 B (英米) II	2				○						
		外国法 B (独) I	2			○							
		外国法 B (独) II	2				○						
		外国法 B (仏) I	2			○							
		外国法 B (仏) II	2				○						
		外国法 B (EU) I	2			○							
		外国法 B (EU) II	2				○						
		外国法 B (アジア) I	2			○							
		外国法 B (アジア) II	2				○						

区分 群 類	授 業 科 目	単位数	履 修 開 始 学 期								履 修 方 法			
			1 年 前 期	1 年 後 期	2 年 前 期	2 年 後 期	3 年 前 期	3 年 後 期	4 年 前 期	4 年 後 期				
III 類	税法Ⅰ（基礎理論Ⅰ）	2			○							Ⅲ類より、4単位以上 修得しなければならない。 い。		
	税法Ⅰ（基礎理論Ⅱ）	2				○								
	税法Ⅱ A（所得税法）	2					○							
	税法Ⅱ B（法人税法）	2						○						
	税法Ⅲ A（資産税法）	2						○						
	税法Ⅲ B（消費・諸税法）	2					○							
	国際関係法〔公法系〕AⅠ	2			○									
	国際関係法〔公法系〕AⅡ	2				○								
	国際関係法〔公法系〕BⅠ	2					○							
	国際関係法〔公法系〕BⅡ	2						○						
	国際関係法〔私法系〕AⅠ	2					○							
	国際関係法〔私法系〕AⅡ	2						○						
	国際関係法〔私法系〕BⅠ	2					○							
	国際関係法〔私法系〕BⅡ	2						○						
	倒産法Ⅰ	2					○							
	倒産法Ⅱ	2						○						
	労働法Ⅰ	2			○									
	労働法Ⅱ	2				○								
	経済法Ⅰ	2			○									
	経済法Ⅱ	2				○								
	知的財産法A（特許・実用新案）Ⅰ	2			○									
	知的財産法A（特許・実用新案）Ⅱ	2				○								
	知的財産法B（意匠）	2			○									
	知的財産法C（商標・不正競争）	2				○								
	知的財産法D（著作権）Ⅰ	2			○									
	知的財産法D（著作権）Ⅱ	2				○								
	知的財産法E（関連条約）Ⅰ	2			○									
	知的財産法E（関連条約）Ⅱ	2				○								
	VI 群（専門 展開科目）	地方自治法Ⅰ	2			●								
		地方自治法Ⅱ	2				●							
比較憲法Ⅰ		2			●									
比較憲法Ⅱ		2				●								
経済刑法Ⅰ		2					●							
経済刑法Ⅱ		2						●						
少年法Ⅰ		2					●							
少年法Ⅱ		2						●						
刑事政策Ⅰ		2					●							
刑事政策Ⅱ		2						●						
経済行政法Ⅰ		2			●									
経済行政法Ⅱ		2				●								
社会保障法Ⅰ		2					●							
社会保障法Ⅱ		2						●						
金融商品取引法Ⅰ		2					●							
金融商品取引法Ⅱ		2						●						
金融法Ⅰ		2					●							
金融法Ⅱ		2						●						
メディア法Ⅰ		2			●									
メディア法Ⅱ		2				●								
情報法Ⅰ		2			●									
情報法Ⅱ		2				●								
法律外国語AⅠ		1	●											
法律外国語AⅡ		1		●										
法律外国語BⅠ		1			●									
法律外国語BⅡ		1				●								
法律外国語CⅠ		1					●							
法律外国語CⅡ	1						●							
IV 類	地方自治法Ⅰ	2			●									
	地方自治法Ⅱ	2				●								
	比較憲法Ⅰ	2			●									
	比較憲法Ⅱ	2				●								
	経済刑法Ⅰ	2					●							
	経済刑法Ⅱ	2						●						
	少年法Ⅰ	2					●							
	少年法Ⅱ	2						●						
	刑事政策Ⅰ	2					●							
	刑事政策Ⅱ	2						●						
	経済行政法Ⅰ	2			●									
	経済行政法Ⅱ	2				●								
	社会保障法Ⅰ	2					●							
	社会保障法Ⅱ	2						●						
	金融商品取引法Ⅰ	2					●							
金融商品取引法Ⅱ	2						●							
金融法Ⅰ	2					●								
金融法Ⅱ	2						●							
メディア法Ⅰ	2			●										
メディア法Ⅱ	2				●									
情報法Ⅰ	2			●										
情報法Ⅱ	2				●									
法律外国語AⅠ	1	●												
法律外国語AⅡ	1		●											
法律外国語BⅠ	1			●										
法律外国語BⅡ	1				●									
法律外国語CⅠ	1					●								
法律外国語CⅡ	1						●							

区分	群 類	授 業 科 目	単位数	履修開始学期								履 修 方 法				
				1年 前期	1年 後期	2年 前期	2年 後期	3年 前期	3年 後期	4年 前期	4年 後期					
VI群 (専門展開科目)	V類	法医学Ⅰ	2	●												
		法医学Ⅱ	2		●											
		政治学原論	2			●										
		現代政治理論	2				●									
		ミクロ経済学Ⅰ	2			●										
		マクロ経済学Ⅰ	2			●										
		経営学Ⅰ	2			●										
		経営学Ⅱ	2				●									
		会計学Ⅰ	2			●										
		会計学Ⅱ	2				●									
		簿記原理Ⅰ	2	●												
		簿記原理Ⅱ	2		●											
		行政学Ⅰ	2						●							
		行政学Ⅱ	2							●						
		財政学Ⅰ	2			●										
		財政学Ⅱ	2				●									
		社会保障論Ⅰ	2						●							
		社会保障論Ⅱ	2							●						
		国際経済論Ⅰ	2			●										
		国際経済論Ⅱ	2				●									
VII群 (専門演習関連科目)	—	法学特殊講義(ジェンダーと法)Ⅰ	2			●								VII群より、4単位以上 修得しなければならない。 ※ ゼミナールは、2 年間継続して履修 し、論文を提出しな ければならない。		
		法学特殊講義(ジェンダーと法)Ⅱ	2				●									
		法学特殊講義(現代不法行為と法)Ⅰ	2			●										
		法学特殊講義(現代不法行為と法)Ⅱ	2				●									
		法学演習AⅠ	2	●												
		法学演習AⅡ	2		●											
		法学演習BⅠ	2	●												
		法学演習BⅡ	2		●											
		法学演習CⅠ	2	●												
		法学演習CⅡ	2		●											
		法学演習DⅠ	2			●										
		法学演習DⅡ	2				●									
		法学演習EⅠ	2			●										
		法学演習EⅡ	2				●									
		公法特殊講義Ⅰ(憲法)A	2						●							
		公法特殊講義Ⅰ(憲法)B	2							●						
		公法特殊講義Ⅱ(行政法)A	2								●					
		公法特殊講義Ⅱ(行政法)B	2									●				
		民事法特殊講義Ⅰ(要件事実)A	2									●				
		民事法特殊講義Ⅰ(要件事実)B	2										●			
		民事法特殊講義Ⅱ(判例演習)A	2									●				
		民事法特殊講義Ⅱ(判例演習)B	2										●			
		民事法特殊講義Ⅲ(会社法)A	2									●				
		民事法特殊講義Ⅲ(会社法)B	2										●			
		民事法特殊講義Ⅳ(商法)A	2									●				
		民事法特殊講義Ⅳ(商法)B	2										●			
		民事法特殊講義Ⅴ(不動産登記法)	2						●							
		民事法特殊講義Ⅵ(商業登記法)	2							●						
		民事法特殊講義Ⅶ(民事手続法)A	2								●					
		民事法特殊講義Ⅶ(民事手続法)B	2										●			
		刑事法特殊講義ⅠA	2						●							
		刑事法特殊講義ⅠB	2							●						
		刑事法特殊講義ⅡA	2								●					
		刑事法特殊講義ⅡB	2									●				
刑事法特殊講義ⅢA	2									●						
刑事法特殊講義ⅢB	2										●					
刑事法特殊講義ⅣA	2									●						
刑事法特殊講義ⅣB	2										●					
ゼミナール	8							●								
備考	上記の履修方法により、修得しなければならない単位(54単位)のほか、VI群より28単位以上、合計82単位以上を修得しなければならない。															

総合法コース標準モデル

1年		2年		3年		4年	
前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
・法学Ⅰ	・憲法Ⅰ ・民法Ⅰ ・刑法Ⅰ	・商法Ⅰ	・行政法Ⅰ ・民事訴訟法 ・刑事訴訟法Ⅰ	・他の法律基本 科目から1科 目	・他の法律基本 科目から1科 目	・他の専門展開科目（Ⅵ群Ⅰ類～ Ⅴ類）から1科目（各Ⅰ＋Ⅱ） ・他の専門演習関連科目（Ⅶ群） から1科目（各A＋B）	
				・基礎法（Ⅵ群Ⅰ類）から1科目 （各Ⅰ＋Ⅱ） ・他の専門展開科目（Ⅵ群Ⅰ類～ Ⅴ類）から6科目（各Ⅰ＋Ⅱ）	・ゼミナール		

総合法コースは、各自の興味により幅広く選択する余地がある点が特色である。

1・2年次における学習の成果に従い、3・4年次における科目選択は、各自で行ってほしい。

法職課程標準モデル

1年		2年		3年		4年	
前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
・法学Ⅰ ・憲法Ⅰ ・民法Ⅰ	・憲法Ⅱ ・民法Ⅱ ・刑法Ⅰ	・民法Ⅳ ・民法Ⅴ ・商法Ⅰ ・刑法Ⅱ	・行政法Ⅰ ・民法Ⅲ ・民事訴訟法 ・刑事訴訟法Ⅰ	・商法Ⅲ ・公法特殊講義 ⅠA ・民事法特殊講 義ⅠA ・民事法特殊講 義ⅢA ・刑事法特殊講 義ⅠA	・他の法律基本 科目（Ⅴ群） から1科目 ・他の専門演習 関連科目（Ⅶ 群）から2科 目（各B）	・他の専門展開科目（Ⅵ群Ⅰ類～ Ⅴ類）から2科目（各Ⅰ＋Ⅱ）	
				・ゼミナール			

司法試験受験モデル（ロースクール進学・予備試験受験モデル）

1年		2年		3年		4年	
前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
・法学Ⅰ ・憲法Ⅰ ・民法Ⅰ	・憲法Ⅱ ・民法Ⅱ ・刑法Ⅰ	・民法Ⅳ ・民法Ⅴ ・商法Ⅰ ・刑法Ⅱ	・行政法Ⅰ ・民法Ⅲ ・民事訴訟法 ・刑事訴訟法Ⅰ	・商法Ⅲ ・刑事訴訟法Ⅱ ・公法特殊講義 ⅠA ・民事法特殊講 義ⅠA ・民事法特殊講 義ⅢA ・刑事法特殊講 義ⅠA	・行政法Ⅱ ・他の専門演習 関連科目（Ⅶ 群）から2科 目（各B）	・他の専門展開科目（Ⅵ群Ⅰ類～ Ⅴ類）から2科目（各Ⅰ＋Ⅱ）	
				・ゼミナール			

司法書士試験受験モデル

1年		2年		3年		4年	
前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
・法学Ⅰ ・憲法Ⅰ ・民法Ⅰ	・憲法Ⅱ ・民法Ⅱ ・刑法Ⅰ	・民法Ⅳ ・民法Ⅴ ・商法Ⅰ ・刑法Ⅱ	・行政法Ⅰ ・民法Ⅲ ・民事訴訟法 ・刑事訴訟法Ⅰ	・商法Ⅲ ・公法特殊講義 ⅠA ・民事法特殊講 義ⅠA ・民事法特殊講 義ⅢA ・民事法特殊講 義Ⅴ ・刑事法特殊講 義ⅠA	・民事執行・保 全法 ・民事法特殊講 義Ⅵ ・他の専門演習 関連科目（Ⅶ 群）から1科 目（各B）	・他の専門展開科目（Ⅵ群Ⅰ類～ Ⅴ類）から2科目（各Ⅰ＋Ⅱ）	
				・ゼミナール			

弁理士試験受験モデル

1年		2年		3年		4年	
前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
<ul style="list-style-type: none"> ・法学Ⅰ ・憲法Ⅰ ・民法Ⅰ 	<ul style="list-style-type: none"> ・憲法Ⅱ ・民法Ⅱ ・刑法Ⅰ 	<ul style="list-style-type: none"> ・民法Ⅳ ・民法Ⅴ ・商法Ⅰ ・刑法Ⅱ 	<ul style="list-style-type: none"> ・行政法Ⅰ ・民法Ⅲ ・民事訴訟法 ・刑事訴訟法Ⅰ 	<ul style="list-style-type: none"> ・商法Ⅲ ・公法特殊講義ⅠA ・民事法特殊講義ⅠA ・民事法特殊講義ⅢA ・刑事法特殊講義ⅠA ・知的財産法AⅠ ・知的財産法B 	<ul style="list-style-type: none"> ・行政法Ⅱ ・知的財産法AⅡ ・知的財産法C ・他の専門演習関連科目(Ⅶ群)から2科目(各B) 	<ul style="list-style-type: none"> ・知的財産法D(Ⅰ+Ⅱ) ・知的財産法E(Ⅰ+Ⅱ) 	
<ul style="list-style-type: none"> ・ゼミナール(知的財産法) 							

税理士試験受験モデル

1年		2年		3年		4年	
前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
<ul style="list-style-type: none"> ・法学Ⅰ ・憲法Ⅰ ・民法Ⅰ 	<ul style="list-style-type: none"> ・憲法Ⅱ ・民法Ⅱ ・刑法Ⅰ 	<ul style="list-style-type: none"> ・民法Ⅳ ・民法Ⅴ ・商法Ⅰ ・刑法Ⅱ 	<ul style="list-style-type: none"> ・行政法Ⅰ ・民法Ⅲ ・民事訴訟法 ・刑事訴訟法Ⅰ 	<ul style="list-style-type: none"> ・商法Ⅲ ・税法Ⅰ(基礎理論Ⅰ) ・公法特殊講義ⅠA ・民事法特殊講義ⅠA ・民事法特殊講義ⅢA ・刑事法特殊講義ⅠA 	<ul style="list-style-type: none"> ・行政法Ⅱ ・税法Ⅰ(基礎理論Ⅱ) ・他の専門演習関連科目(Ⅶ群)から2科目(各B) 	<ul style="list-style-type: none"> ・税法Ⅱ(A+B) ・税法Ⅲ(A+B) 	
<ul style="list-style-type: none"> ・ゼミナール(税法) 							

公認会計士試験受験モデル

1年		2年		3年		4年	
前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
<ul style="list-style-type: none"> ・法学Ⅰ ・憲法Ⅰ ・民法Ⅰ 	<ul style="list-style-type: none"> ・憲法Ⅱ ・民法Ⅱ ・刑法Ⅰ 	<ul style="list-style-type: none"> ・民法Ⅳ ・民法Ⅴ ・商法Ⅰ ・刑法Ⅱ 	<ul style="list-style-type: none"> ・行政法Ⅰ ・民法Ⅲ ・民事訴訟法 ・刑事訴訟法Ⅰ 	<ul style="list-style-type: none"> ・商法Ⅲ ・税法Ⅰ(基礎理論Ⅰ) ・会計学Ⅰ ・公法特殊講義ⅠA ・民事法特殊講義ⅠA ・民事法特殊講義ⅢA ・刑事法特殊講義ⅠA 	<ul style="list-style-type: none"> ・他の法律基本科目(Ⅴ群)から1科目 ・税法Ⅰ(基礎理論Ⅱ) ・会計学Ⅱ ・他の専門演習関連科目(Ⅶ群)から2科目(各B) 	<ul style="list-style-type: none"> ・税法Ⅱ(A+B) ・税法Ⅲ(A+B) ・金融商品取引法(Ⅰ+Ⅱ) 	
<ul style="list-style-type: none"> ・ゼミナール 							

国家公務員総合職試験受験モデル

1年		2年		3年		4年	
前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
・法学Ⅰ ・憲法Ⅰ ・民法Ⅰ	・憲法Ⅱ ・民法Ⅱ ・刑法Ⅰ	・民法Ⅳ ・民法Ⅴ ・商法Ⅰ ・刑法Ⅱ	・行政法Ⅰ ・民法Ⅲ ・民事訴訟法 ・刑事訴訟法Ⅰ	・商法Ⅲ ・公法特殊講義ⅠA ・民事法特殊講義ⅠA ・民事法特殊講義ⅢA ・刑事法特殊講義ⅠA	・行政法Ⅱ ・他の専門演習関連科目(Ⅶ群)から2科目(各B)	・国際関係法〔公法系〕A(Ⅰ+Ⅱ) ・労働法(Ⅰ+Ⅱ)	
・ゼミナール							

総合職試験の試験区分は「行政」「法律」「経済」などに区分されています。上記モデルは「法律」区分を受験することを想定し例示しています。法律区分の専門試験の試験科目は、多岐選択式の必須問題(計31題)として憲法・行政法・民法、選択問題(全18題から9題選択)として商法・刑法・労働法・国際法・経済学・財政学があり、記述式は、憲法・行政法・民法・国際法・公共政策の5科目から3科目選択となっています。専門試験に加えて基礎能力試験・政策論文試験・人物試験が実施されるので、それに備えることを忘れないようにして下さい。

国家公務員一般職試験受験モデル

1年		2年		3年		4年	
前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
・法学Ⅰ ・憲法Ⅰ ・民法Ⅰ	・憲法Ⅱ ・民法Ⅱ ・刑法Ⅰ	・民法Ⅳ ・民法Ⅴ ・商法Ⅰ ・刑法Ⅱ	・行政法Ⅰ ・民法Ⅲ ・民事訴訟法 ・刑事訴訟法Ⅰ	・商法Ⅲ ・公法特殊講義ⅠA ・民事法特殊講義ⅠA ・民事法特殊講義ⅢA ・刑事法特殊講義ⅠA	・行政法Ⅱ ・他の専門演習関連科目(Ⅶ群)から2科目(各B)	・他の専門展開科目(Ⅵ群Ⅰ類～Ⅴ類)から2科目(各Ⅰ+Ⅱ)	
・ゼミナール							

一般職試験の試験区分は「行政」ほかに区分されている。上記モデルは「行政」区分を受験することを想定しています。その専門試験の試験科目は多岐選択式によって行われ、政治学、行政学、憲法、行政法、民法(総則及び物権)、民法(債権、親族及び相続)、ミクロ経済学、マクロ経済学、財政学・経済事情、経営学、国際関係、社会学、心理学、教育学、英語(基礎)、英語(一般)のうちから8科目を選択する方法によって行われます。それゆえ、全科目について受験準備をするのではなく、ある程度範囲を絞って学習をすることが考えられます。受験準備という側面から例示された科目から目的に応じて任意取捨選択をし、あわせて受験科目以外の学問分野に関心をむけて学ぶことも充分可能です。当然、国家公務員総合職試験と併願することもできます。専門試験に加えて基礎能力試験・一般論文試験・人物試験が実施されるので、それに備えることを忘れてはいけません。

ところで、「法曹を除けば、法律学科卒業生の大多数は法に直接かかわる職業に就くわけではない」と考えられがちですが、実際には、他にも、法の執行に携わる仕事や法に関する深い理解が要求される多くの職業があり、法律を専門的に学んだ人材は、「法化社会」の進展とともに今後ますます活躍の場を広げていくことが予想されます。

こころみに刑事司法に関係する領域に目を向けてみましょう。まず、犯罪・非行と最初に向かい合うのは警察官です。はじめに被害者と出会うのも、加害者と接するのも捜査機関であって、その意味で警察官という職業は刑事司法の最前線に立つものといつてよいでしょう。検察官を補佐し、被疑者の逮捕・取調べなど重要な役割を担うのは検察事務官(代表的な準法曹であり、副検事への登用のみちも開かれている)です。裁判員制度の開始によってより身近になった感がありますが、裁判所には、裁判の進行を支える仕事全般に係る裁判所事務官や、非行少年の調査等に当たる家庭裁判所調査官などの裁判所職員がおかれています。そして矯正の現場では刑務官と法務教官が、更生保護の領域では保護観察官が、それぞれ専門家として、犯罪に陥った人や非行のあった少年を社会復帰へと導く仕事に取り

組んでいます。ほかにも、出入国管理法令違反事件の調査・処理等に従事する入国警備官や、皇族の警護等にあたる皇宮護衛官、労働関係法令違反に関し司法警察職員としての職務を行う労働基準監督官、規制薬物に関する法令違反の取締を任務とする麻薬取締官など種々の職業があり、多くの官公庁が有能な人材を求めています。

このような職業を目指す者は、まず「憲法Ⅰ」「民法Ⅰ」「刑法Ⅰ」という必修科目により法律学の堅牢な基礎を築いたうえで、希望する職業に向けて柔軟な法的思考能力を鍛える必要があります。同時に、専門的応用的な法律知識の習得をはからなければなりません。それには、基礎法科目（Ⅰ類）や六法を中心とする各種実定法科目（Ⅱ～Ⅳ類）、その他応用的な法律関係科目（Ⅴ類～）全般にわたりある程度幅広い学習が求められます。法の執行、公権力の行使に関わる職業には、法制度の全体像の把握とともに、人権をめぐる問題状況等についての基本的な理解が不可欠だからです。他方、自身の目指す職業とかかわりの深い科目を十分に学ばなければならないことはいうまでもありません。刑事司法に携わる職種であれば、「刑法」や「刑事訴訟法」を掘り下げて学ぶべきですし、「刑事政策」を避けて通ることはできません。必要に応じて「少年法」を履修することや、刑事関係のテーマを扱うゼミナールへの参加も有益です。法律学科には、このように各自の目的に適った効果的学習ができるよう、多様な履修プログラムの組み立てが可能なメニューが用意されています。

法律学科 履修系統図

